

しことは元史按竺邇傳に見ゆ。

驛傳か使節の往來を速やかにし、且つ所在人民の苦痛を除かんか爲めに設けられたるものなるは、前述秘史の記する所に明らかなりと雖、之れによりて其旅行を爲すものは獨り朝廷の使節のみならず、王族以下朝廷の官人にして特種の功勞あるもの或は貢物運輸の如きことも、また之れによりて往來送達するの權利を附與せられしなり。當時站の設備の如何を見るに、元史站赤篇に『太宗元年十一月勅、諸牛鋪馬站、每一百戸置漢車一十具、各站俱置米倉、站戸毎年一牌内、納米一石、令百戸一人掌之、比使臣、每日支肉一斤麵一斤米一升酒一瓶』と（現存元史によれば皆北使臣と記るせとも意味通せず、永樂大典本に比使臣と記せりと云へる元史考證に従かふ）站戸とは站の費用を支持する爲めに站附近の民戸の數を限りて之に附屬せしむるものにして、一牌即ち十戸よりして納入すべき米一石百戸よりする車十具は即ち其の租税なりしなり、然かも站戸の負擔は必らず此處に定めしより以上のものありしなるへく、站に備ふる馬匹の如きも、また之か納付に係はりしなるへし、如何となれば當時の徵税の方法は、丁税と地税とを併はせて施行したるものにして、人少くして地多き時は地税を徵し、地少くして人多き時は丁税を徵したること元史食貨志にのする所なり、更にまた絲料、包銀等の科差の法ありて、戸の上下によりて等を差して課税しぬ、站戸は站の維持の爲めに普通民戸を限りて、之に充つるものにして、其租税負擔の額に於てもとより他の人戸と輕重の差あるへきに非ざるは其原則なり（實は時によりて小差あるを免かれず）而して今普通民戸の丁税或は地税と及び其他の科差とを合して、之を站戸の負擔に比する時は、十戸米一石、百戸漢車十具の納入のみにては、到底其の權衡を保ち得へきに非ず、されば元史の此の記事は但た一時の制令を記るせるものにして、もとより